

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)2月17日

北海道知事 鈴木 直道

第1 公募型プロポーザル方式に付す事項

1 委託業務名

非正規雇用労働者処遇改善支援事業委託業務

2 委託業務の目的

非正規雇用労働者の処遇を改善するため、道内中小企業に対して支援プログラムを提供し、従業員の正規化や最低賃金の引き上げ、同一労働同一賃金といった非正規雇用労働者の処遇改善に向けた事業者支援を実施することにより、良質な雇用による正社員就職者等の創出・定着を図る。

3 委託業務の内容

(1) 意向調査の実施

次の業種の中小企業等を対象に、道内事業所（従業員5名以上）2,500社以上を抽出し、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響」及び「同一労働同一賃金の進捗状況」に関するアンケート調査を実施し、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響緩和」又は「自社の同一労働同一賃金のセルフチェック」への取組意欲はあるものの実行できていない企業を抽出すること。

(2) 対象業種

総務省の日本標準産業分類における、次の分類とすること。

- ・大分類A「農業、林業」
- ・大分類D「建設業」
- ・大分類E「製造業」
- ・大分類H「運輸業、郵便業」
- ・大分類I「卸売業、小売業」
- ・大分類M「宿泊業、飲食サービス業」
- ・大分類R「サービス業（他に分類されないもの）」

(3) 個別支援の実施

上記(1)の調査結果を基に、社会保険労務士、中小企業診断士といった専門家が、道内中小企業等を対象として、個別訪問などにより、次の支援プログラムを実施する。

ア 非正規雇用労働者の正規化支援

(ア) 非正規雇用労働者の正規化に向けた解決策を提示する。

(イ) 支援事業者数は10社以上、1社あたり最大4回までとする。

イ 最低賃金の引き上げに伴う経営への影響緩和支援

(ア) 賃金支払い能力の向上に向けて、生産性向上のための方策を提示する。

(イ) 支援事業者数は10社以上、1社あたり最大4回までとする。

ウ 同一労働同一賃金のセルフチェック支援

(ア) 事業者が、自社の同一労働同一賃金が適正かどうか自ら検証するための留意点を提示する。

(イ) 支援事業者数は10社以上、1社あたり最大2回までとする。

第2 成果目標

1 アウトプット目標

支援事業者数30社以上（令和5年(2023年)10月末までに24社以上支援すること。）

2 アウトカム目標

良質な雇用（注）による正社員就職者等 14 名以上（令和 5 年（2023 年）10 月末までに 12 名以上正規化されるようにすること。）

（注）良質な雇用による正社員就職者等

支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とすること。

具体的には、次のアのいずれかに該当する者であって、支援の結果、次のイの良質な雇用の基準を新たに満たすこととなった者の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとする。

ア アウトカムの対象となる者

支援を受けた事業主に正社員（次の a から d までのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 2 号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。）として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の (a) から (d) までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ 1 週間の所定労働時間が短い者をいう。）

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 23 条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 36 条の 2 から第 36 条の 4 に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「基準法」という。）第 32 条の 3 に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

イ 良質な雇用の基準

次の a 及び b を満たすことをいう。

a 就労期間における所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が 200,100 円以上であること。

b 月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること。

<所定内給与>

超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とする。

なお、超過労働給与額は、次の 1 から 4 のいずれかに該当する給与の額とする。

- 1 時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与）
- 2 深夜勤務手当（深夜の勤務に対して支給される給与）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">3 休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与）4 宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与）5 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与） |
|--|

第3 留意事項

1 全体

- (1) アウトプット目標に留意の上、第1の3(3)アからウを達成出来るよう提案すること。
特に、支援事業者数の目標を達成するための集客のための取組、工夫について、提案すること。
- (2) アウトカム目標に留意の上、第1の3(3)アからウの合計で達成出来るよう提案すること。
特に、良質な雇用による正社員就職者の創出のための取組、工夫について、提案すること。
- (3) 意向調査のためのアンケートの案について、「非正規雇用労働者の正規化」、「最低賃金の引き上げに伴う経営への影響」及び「同一労働同一賃金の進捗状況」の内容を含めて、提案すること。
- (4) 意向調査のためのアンケートについて、回収率を上げるための方法を提案すること。
- (5) 専門家による個別支援について、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、非対面で行う場合の方法も提案すること。
- (6) 支援のために依頼が可能な社会保険労務士や中小企業診断士について、その氏名や資格、実績について、可能であれば記載して提案すること。
- (7) 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールを提案すること。
- (8) 類似事業の受託実績を示すこと。

2 非正規雇用労働者の正規化支援

- (1) 正規化に向けて、専門家が提示する個別支援の内容（イメージ）を提案すること。
- (2) 正規化に向けて、専門家が個別支援するプロセス（1事業者に最大4回なので、4回各それぞれの内容など）を提案すること。
- (3) 業種によって支援方法を変える場合などは、その支援方法を提案すること。

3 最低賃金の引き上げに伴う経営への影響緩和支援

- (1) 事業者が賃金支払い能力の向上に向けて、生産性向上のために、専門家が提示する個別支援の内容（イメージ）を提案すること。
- (2) 事業者が賃金支払い能力の向上に向けて、生産性向上のために、専門家が個別支援するプロセス（1事業者に最大4回なので、4回各それぞれの内容など）を提案すること。
- (3) 業種により支援方法を変える場合などは、その支援方法を提案すること。

4 同一労働同一賃金のセルフチェック支援

- (1) 自社の同一労働同一賃金が適正かどうか、事業者自ら検証するための留意点について、専門家が提示する個別支援の内容（イメージ）を提案すること。
- (2) 自社の同一労働同一賃金が適正かどうか、事業者自ら検証するための留意点について、専門家が個別支援するプロセス（1事業者に最大2回なので、2回各それぞれの内容など）を提案すること。
- (3) 業種により支援方法を変える場合などは、その支援方法を提案すること。

第4 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）2月29日（木）まで

第5 企画提案者の参加資格要件

個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- 1 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 4 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- 5 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （1）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （2）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （3）消費税及び地方消費税
- 6 コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- 7 暴力団又は暴力団関係事業者でないこと。
- 8 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

第 6 参加資格の審査

- 1 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、（1）から（5）までに定めるところにより、第 5 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - （1）提出書類
参加表明書及び添付資料
 - （2）提出部数
1 部
 - （3）提出期限
令和 5 年（2023 年）3 月 10 日（金）午後 5 時（必着）
 - （4）提出場所
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
（担当：友田）
住所 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 9 階
電話 011-204-5354
 - （5）提出方法
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで）
- 2 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

第 7 指示書の交付に関する事項

- 1 交付期間
令和 5 年（2023 年）2 月 17 日（金）から令和 5 年 3 月 10 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。3 月 10 日は午後 5 時まで。）
- 2 交付場所
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
住所 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 9 階
- 3 交付方法
2 の場所で交付する。
なお、北海道経済部労働政策局雇用労政課のホームページ
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

第8 提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

1 提出期限

令和5年（2023年）3月17日（金）午後5時（必着）

2 提出場所

上記第6の1（4）に同じ

3 提出方法

持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

第9 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

第10 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

第11 企画提案の審査基準

1 企画提案者の適格性

2 企画提案の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性

3 道施策との適合性

第12 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

第13 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

1 名称 北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

2 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階

3 電話番号 011-204-5354

第14 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

2 契約書作成の要否

要する

3 企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

4 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

5 審査結果及び特定者名は、公表する。

6 詳細は、指示書による。